

20231017【安全対策情報】 バランガイ選挙に伴う注意喚起（令和5年10月17日）

【ポイント】

- フィリピンでは、10月30日（月）にフィリピン全土でバランガイ選挙が予定されています。
- 今後、選挙運動等の実施・活発化に伴い、不測の事態の発生も懸念されることから、フィリピンに渡航・滞在される皆様におかれては、最新情報の入手に努め、特に投票日当日を含む選挙運動期間中は、大勢の人の集まる場所への訪問はできる限り避けるとともに、下記3.の内容に十分留意し、安全確保に十分注意を払ってください。

【本文】

下記内容を十分ご留意の上、安全な渡航・滞在をお願いします。

1. フィリピンでは、10月30日（月）にフィリピン全土でバランガイ（※）選挙が予定されています。選挙運動期間は10月19日（木）から28日（土）までの10日間となる予定であり、また投票日当日（10月30日）は特別休日（公休日）となり、午前7時から午後3時が投票時間となる予定です。

（※）バランガイとは、最小行政単位を意味するフィリピノ語で、フィリピン全土に約4万2千のバランガイが存在します。

（参考）フィリピン選挙管理委員会ホームページ：<https://comelec.gov.ph/>

2. フィリピン政府は、8月28日から、開票、集計等全ての選挙手続きが終了する11月29日までを選挙期間と定めています。この期間中、選挙運動に絡む暴力行為の抑制等を図るため、一般市民に対する銃火器の携行禁止措置等を講じていますが、報道によれば、既に本選挙に関連した発砲事件等が発生している模様です。

今後、候補者の選挙運動が活発化するにつれ、更なる選挙絡みの小競り合いや暴力事件、また選挙運動の混乱に乗じたテロ等不測の事態の発生も懸念されることなどから、十分な注意と警戒が必要です。

3. つきましては、特にバランガイ選挙当日を含め、同選挙運動期間中にフィリピンに渡航・滞在される方は、以上の状況を考慮し、以下の事項に十分ご留意ください。

また、投票日の前日及び当日は、選挙・政治運動、アルコール類の販売・提供・飲用、金品贈収、露天売買、闘鶏・ボクシング・競馬等の開催等が禁止されますので、あらかじめ留意願います。

（1）最新の関連情報の入手に努め、注意、警戒を怠らない。

（2）選挙運動が活発化している場所（バランガイ）には近づかないようにし、選挙候補者や選挙制度等に関するコメントや批判は避ける。

(3) 選挙運動に伴う小競り合いや抗議活動などに遭遇した場合は、速やかにその場を離れる。なお、警察等当局の指示に接した場合は、指示に従い冷静に対処するように努める。

(4) テロ等の標的となりやすい場所(※)を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(※) 投票所となる公共施設、観光施設、ショッピングモール、公共交通機関等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等

4. 海外渡航前には万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。また、3ヶ月以上海外に滞在する場合は在留届の提出を、3ヶ月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。

在留届・たびレジの登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

.....

○この情報は、在留届及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。情報は同居家族の方にも共有いただくとともに、同居家族の方が本メールを受信していない場合は、在留届へのメールアドレスの登録をお願いします。

○災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届(3か月以上の滞在)の届出、又はたびレジ(3か月未満の滞在)の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard、Pasay City、Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン) (市外局番 02) 8551-5786

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：[http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○ 在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor、 B.I. Zone Building、 J.P. Laurel Avenue、 Bajada、 Davao City  
8000

電話：(市外局番 082) 221-3100

FAX：(市外局番 082) 221-2176

ホームページ：[https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)